

マイナンバーの申告について

認定申請書を提出する際、「保護者氏名」欄に記入した方（申請者）の本人確認を行います。

書類の提出方法により、必要な持ち物が異なります。
※新規入園の方のみ対象です（在園児は不要）

- ①申請者本人が書類を持ち込む場合
- ②代理人が書類を持ち込む場合
- ③郵送にて書類を提出する場合

お間違えないよう、下記をよくご確認ください。
 各書類の説明は1番下にあります。

①認定申請書を申請者本人が持ち込む場合

マイナンバーカードをお持ちの場合：マイナンバーカードのみ

マイナンバーカードをお持ちでない場合：本人のマイナンバー確認書類+本人の身元証明書類

②認定申請書を代理人が持ち込む場合

- ・「保護者氏名欄」に記入した方のマイナンバー確認書類
- ・代理人の身元証明書類

※必ず認定申請書裏面の「委任状」を記入してください



例：「保護者氏名」欄は父、持ち込むのは母 など

③認定申請書を郵送で提出する場合

下記の書類を同封してください

マイナンバーカードをお持ちの場合：マイナンバーカードの両面の写し

- マイナンバーカードをお持ちでない場合：
- ・本人のマイナンバー確認書類の写し
 - ・本人の身元証明書類の写し

特定個人情報保護のため、追跡可能な郵送方法を推奨します



マイナンバー確認書類…マイナンバーカード または通知カード またはマイナンバー記載の住民票
 ※通知カードは現在の氏名・住所と差異がある場合は使用できません

身元証明書類…顔写真付きのものなら1点、顔写真がないものなら2点必要です。

- 【1点でよいもの】 ・マイナンバーカード ・パスポート ・写真付きの社員証や学生証
 ・免許証（現在の氏名・住所と差異がないもの）

- 【2点必要なもの】 ・住民票の写し ・母子健康手帳 ・子どもの医療受給者証
 ・保険証 ・写真なしの社員証や学生証 など